

## 第 1 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成 24 年 10 月 24 日（水）13:45～14:00

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資料：第 1 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 委員名簿

資料 2 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 運営要綱

資料 3 スケジュール案

事務局：「第 1 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会」を開催いたします。なお、当検討会の座長、副座長を決めていただくまで、事務局が進行役を努めさせていただきますのでご了承の程お願いいたします。開会に先立ちまして、議長から条例検討会発足に際しまして、ご挨拶をいただきます。議長よろしく、お願いします。

議長：本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。10 月 15 日の本会議におきまして、三重県における飲酒運転の防止に関し、条例制定に向けた調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例第 14 条第 1 項の規定に基づく「検討会」が設置されることになりました。本検討会は、各会派から選出を頂きました、ここにお集まりの 9 名の委員の皆様で発足し、本日がその第 1 回目となるわけでございます。安全で安心した日常生活を送ることは、県民全ての願いであり、交通事故、とりわけ、飲酒運転が原因による事故により、生命や財産が失われることはあってはならないことです。どうか、検討会の委員の皆様におかれましては、飲酒運転の防止について、県民の視点に立ち、ご熱心に調査及び検討を進めていただき、条例の立案に向けてご尽力いただきますよう、心からお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。議長、副議長においては、別途ご予約がありますため、ここで、ご退席されます。

（正副議長退席）

事務局：第 1 回目であり正副座長が選出されていませんので、臨時座長により座長決定までの間、検討会の進行をお願いいたしたいと存じます。臨時座長には、当選回数及び年齢から、委員をお願いいたします。

### 1. 座長及び副座長の選出について

臨時座長：ご指名を受けましたので、私が臨時座長を務めさせていただきます。それでは、座長の選任をお諮りします。座長の選任については、資料 2 の「三重県飲

酒運転防止に関する条例検討会 運営要綱」第5条第2項において、「委員の互選により選出する」こととなっています。まず、座長の選任について、ご意見・ご推薦など、お願いします。

委員：当県議会は、議会改革諮問会議の答申の中で、特別委員会や検討会において、政策マターを提案された方が、その想いを持っているということで、その方を中心に委員長なり座長なりとしてはどうかと示されています。それを踏まえて、この条例については、委員が本会議上でご質問をされました。それに対して知事も、議会の方でご検討をとという答弁があり、そういった中でこの条例検討会の設置という方向に動いていますので、公明党の委員の方で座長をしていただいたらどうかとご推薦させていただきたいと思えます。皆様、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

臨時座長：ただ今、委員の方から、提案者である公明党の委員を座長にということでご推薦がありました。いかがいたしましょうか。

(異議なし)

異議なしとの声をいただきましたので、それでは、委員が本検討会の座長に就任することを決定いたしました。それでは交代いたします。

委員：皆様、ご推挙いただき、大変にありがとうございました。では、ここからは、私が進行を進めたいと思えます。まず初めに副座長の選任についてお諮りをいたします。副座長の選任につきまして、いかがいたしましょうか。特に、ご意見がなければ、私の方から推薦したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは私の方から推薦をいたします。先ほど臨時座長を務めていただいた委員に副座長をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしのご意見をいただきました。それでは、委員が本検討会の副座長に就任することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

## 2. 座長及び副座長挨拶について

委員：それでは、本検討会を進めるに当たり、私から一言申し上げたいと思えます。改めまして、委員の皆様にはただいま、この検討会の座長にご推挙いただき、大変にありがとうございます。この飲酒運転の防止に関する条例検討会は、先ほど議長から挨拶がありましたとおり、正しく県民の皆様のご生活・命に関わる条例を検討するものです。既に他県でも条例が策定されているところもありますが、全て議員提案による条例と聞いております。私も県民から負託を受けた議員として、県民の皆様のご生活・命に関わる条例、忌憚のないご意見をいただきながら、三重県らしい条例を作らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。何分、私、2期目の議員でございますが、「長」と付くものに就任するのは初めてです。大変に不慣れな部分はあると思いますが、皆様のご協力をいただきながら、この検討会の運営に努めていきたいと思えますので、よろしくお願い

いします。それでは、続きまして、委員から一言よろしく申し上げます。

委員：皆様、こんにちは。先ほど副座長に決定いただきました。今、委員の方から想いを語っていただきました。その想いを受けながら、また委員の皆様方の活発なご議論をいただいて、検討会として良い条例ができ、そしてその結果として県民の安全・安心につながることを願いまして、最大限努力させていただきますので、よろしく申し上げます。

### 3. 今後の進め方について

委員：次に今後の条例検討会の進め方についてお諮りいたします。大きな流れといたしましては、お配りの資料3に記載のスケジュールにより検討会を進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。なお、このスケジュールですが、これは現時点での目途ということでお作りをしました。少し、説明をさせていただきますと、本日が10月1回目の正副座長選出ということですので。そして各月だいたい2回ぐらいを目途にこの検討会を進めていき、パブリックコメント等も行いながら、3月において、条例案を提出する流れで作らせていただきました。皆様のご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：飲酒運転の場合、再犯というか何度も何度も繰り返される方がみえるということも特徴です。その背景には、アルコール依存があったりして、その辺りの医学的な見地というか専門的な方のご意見を伺うような機会があってもいいのではないかと考えています。一度、皆さんでご議論いただければと思います。

委員：今、委員から、参考人招致の話をしていただきましたが、どうでしょうか。私もぜひ、アルコール依存症を含めての専門的な見地からの参考人質疑はしたほうがよいのではないかと考えています。それも入れ込んだ日程でよろしいですか。その辺りは検討させていただきます。ほか、いかがでしょうか。

委員：このスケジュール案では、もう来月2回するとなっておりますが、来月は隙間がないので、緩やかに考えていただけるとありがたい。都合を見て、ずらしていただいたらありがたいと思います。

委員：ありがとうございます。おっしゃるとおりで、この後に、例えば2回目の日程を決定するのにに関して、こちらから決め打ちでいくのではなくて、何日か余裕を見ながら検討いただき、日程を決めていただきたいと思います。あくまでこれは、目途・大枠ですので、その旨ご理解をいただきたいと思います。よろしいですか。

委員：当然ながら、飲酒運転の防止に対して反対される方はいないと思っておりますが、今後の議論の中で理念条例としていくのか、例えば福岡県のように罰則規定を置くとか、そういった議論になってきますと影響を受ける業界等もいろいろ、風評被害も含めてですね、あるということをお考えますと、慎重に議論を詰めていく必要もあるのかと思います。年度内の成立を一定の目標と置きつつも、そこは柔軟に考えていってはどうかと、皆さんの共通的な想いとしていただければありがたいと思います。

委員：分かりました。ここに関してはですね、この案は目途として、だいたい3月末

として話を考えています。しかし、今、委員からお話がありましたとおり、これを理念条例とするのか、それともいわゆる実効性を持たせるのかで異なります。例えば福岡県の場合は、非常に実効性のある罰則規制が盛り込まれているのは皆さん、ご承知のとおりでございます。これを入れた場合、当然、回数も増えてくると思うので、その場合は無理に3月ということにするのではなく、例えば、これはあくまでも私の私見ですが、6月に向けて時間をかけていく。大事なのは、やはり県民の皆さんにとって良い条例を作ることが大事ですので、そこは余裕を持たせることもありうると思っています。そのほか、よろしいでしょうか。それでは、先ほどの参考人質疑等の内容も入れていくということも含めまして、そして、これがどういう条例になっていくかによってですね、場合によっては3月目途としておりますが、少し伸びることもあると含み置きをしながら、ひとまずは、このスケジュールで進めさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。なお、先ほど話がありましたとおり、特別な対応が必要となりましたら、その都度協議をさせていただきたいと思いますので、そのことも含み置きいただきます。

#### 4. その他（次回の開催等）

委員：次に、次回の検討会の内容につきましては、同じく資料3に基づき、どのような条例にしていくかという学習も含めて、「他県の条例検討」と「執行部からの現状に関する意見聴取」、これは環境生活部であるとか県の警察本部になるかと思いますが、行いたいと思います。なお、「執行部からの現状に関する意見聴取」については、警察本部及び環境生活部から、「飲酒運転の摘発数」、「飲酒運転事故の種別及び数」や「飲酒運転防止に向けた取り組み」等の現状などを聴取したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

最後に、次回の検討会の日程についてご協議をお願いしたいと思いますが、次回の検討会については、先ほど委員からも話がありましたとおり、ここで決め打ちにするのではなくて、11月7日から14日頃開催をしたいと思いますが、皆様の都合、この場でお決めいただくことはできますか。もし、難しければ、一旦、事務局が調整させていただくことも、まだ少し期間ありますので可能ですが、どうですか。後ほど、事務局の方で調整させていただいて決めることでよろしいでしょうか。

（異議なし）

委員：次の会議の時に、他県の条例を参考に出していただくとともに、国の飲酒運転に関する法律も参考資料として出してほしいのですが。

委員：国の関係法令ですね。分かりました。これも、参考に出せるようにしたいと思います。これを受けての他県の条例の概略、比較をお出ししたいと思います。

委員：関連として、あくまで参考の参考としてでも良いのですが、諸外国というか、他の国の飲酒運転に対する国なり地方政府なりの姿勢や状況について、もし情報

が収集できるのであれば、示していただけるとありがたいと思うのですが。

委員：事務局どうですか。

事務局：できる範囲でということ。

委員：出せる範囲ということで。私も想定していなかったものですから。参考の参考ということで、考えさせていただきたいと思います。後はよろしいですか。それでは、日程については調整させていただいて決定したいと思います。本日の議題は以上ですが、ほかに委員の皆様からご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(意見なし)

それでは、会議は終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(終了)